インフルエンザ用

保護者様

大阪府立茨木高等学校

インフルエンザり患報告書について

インフルエンザにり患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。つきましては、病院受診時に自宅療養期間を医師に確認し、下記報告書（保護者記入押印）を登校時に担任へ提出してください。

出席停止期間の基準　**【発症した後、５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで】**

＊「発症」とはインフルエンザ様症状（発熱）が始まった日です。症状が出た翌日を１日目として数えます。

インフルエンザウイルスは、解熱後も体内に残存しています。自身の健康回復のため、感染拡大予防のためにも出席停止期間を守り、自宅にて安静に過ごしてください。

例

発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
発症	解熱					登校可能	
発症				解熱			登校可能

きりとらずに提出ください

報告書（インフルエンザ用）

年　組　番　生徒名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

診断名　インフルエンザ（　　）型

診断医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発症日（症状が出た日）　令和　年　月　日

解熱した日　令和　年　月　日

自宅療養期間　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日

医師からの指示事項など（　　）

担任確認→保健室保管